

2006 年度 東アジアから福井県への観光客送客に係る助成について

- 1 助成の要件は、次のとおりです。
 - (1) 中国、香港、台湾および韓国からの送客であること。
 - (2) 福井県内の宿泊施設に 1 泊以上宿泊し、かつ福井県内の観光地・施設を 2 か所以上観光する旅行であること。
- 2 助成の対象となる事業者は、中国、香港、台湾および韓国において、適法に旅行業を営むものであって、日本への送客が行える旅行業者とします。
- 3 助成金の交付額は、送客数 20 人を超えた人数について 1 人につき 3000 円とし、1 社あたりの交付総額は 150 万円を上限とします。

なお、全体の交付（内定）額が福井県観光連盟の予算額に達した場合は、受付を終了します。
- 4 助成金を申請しようとする旅行会社は、事業計画書（様式第 1 号）に旅行商品の旅程表を添えて、送客を開始する日の 7 日前までに福井県観光連盟に提出してください。
- 5 申請した事業に変更が生じた場合は、速やかに福井県観光連盟に連絡してください。
- 6 申請した事業が完了した場合には、交付申請書兼事業実績報告書（様式第 6 号）に旅程表の写し、宿泊者氏名一覧表および「宿泊者数を証明する書類」を添えて、福井県観光連盟に提出してください。
- 7 「宿泊者数を証明する書類」とは、宿泊施設の責任者（支配人等）によって当日の宿泊者数を確認できる書類をいいます。

例）宿泊証明書（別紙様式）
旅行会社が作成する旅行参加者一覧に宿泊施設の証明（証明年月日、宿泊施設名、責任者名、捺印等）を付した物 など
- 8 交付申請書兼事業実績報告書（様式第 6 号）は請求書を兼ねていますので、送金先の銀行に関する情報については正確に記載してください。

なお、日本から海外に送金する場合に必要となりますので、会社名、会社の住所、送金先金融機関・支店名および当該金融機関の住所について英文表記を記載してください。
- 9 助成金の交付に当たっては、送金手数料を差し引いた額を交付します。